

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和6年6月25日（火）午前9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	保険年金課長	木原浩二君
市民課長	森知子君	D X推進課長	三善智弘君
保険年金課主幹	豊田理津子君	保険年金課主幹	越口潤一郎君
市民課窓口G長	木原隆夫君		
教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
学校教育課長	山口良二君	学校給食課長	西溜和幸君
隼人学校給食センター所長	和田清仁君	霧島学校給食センター所長	長瀬広和君
学校教育課課長補佐	尾崎裕樹君	教育総務課主幹	山内太君
学校教育課主幹	住吉康孝君	学校給食課学校給食管理G長	塩川辰史君
学校教育課指導事務G長	寺田繁樹君	学校教育課管理事務G長	永松一郎君
学校給食課学校給食管理Gサブリーダー	下平熊健君		

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合霧島地域協議会	書記長	池上孝子君
	副議長	藤元綾乃君
始良伊佐地域退職者団体連合	会長	外山浩己君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第63号：財産の取得について（コンテナ洗浄機その他厨房機器）

議案第64号：財産の取得について（パススルー冷蔵庫その他厨房機器）

陳情第3号：ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第4号：義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第5号：健康保険証の存続を求める陳情について

「開議 午前9時58分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月18日に本委員会に付託さ

れました、議案2件及び陳情3件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第5号 健康保険証の存続を求める陳情について

○委員長（松枝正浩君）

まず、陳情第5号、健康保険証の存続を求める陳情について、審査します。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（外山浩己君）

陳情書の説明の機会を頂きましたこと、感謝申し上げます。私どもは始良伊佐地域内でそれぞれの組織を退職した者たちで構成する団体が集まった協議会ということであります。そこで会長をしております外山と申します。よろしく願いいたします。二、三日前から風邪をひきまして、声が聴きにくい部分もあるかと思うんですが、御了承願いたいというふうに思っております。陳情書にそいまして説明をさせていただきます。それと陳情書の中に、私と連名で退職教職員連絡協議会、始良伊佐支部会長の家村さんも、連名で陳情しております。本日、同席をする予定であったんですが、ちょっと体調がすぐれないということで失礼をさせていただきます。あしからず御了承ください。それでは今回提出しました陳情書について、説明をさせていただきます。マイナ保険証につきましては、今年12月2日で現行の保険証を廃止するということが決まっております。施行までもう半年を切ったという状況であります。しかしマイナンバーカードをめぐるしましては、いまだに、様々な問題が発生をしているという状況です。とりわけマイナ保険証につきましては、高齢者や障がい者で、申請が困難な方はどうするのというところの問題やら、窓口でマイナ保険証が使えずに、医療費の10割が請求されたというような事例。また、他人の情報がカードにひもづけをされていたというケースなどがあったことは御案内のとおりでございます。私たち高齢者の中には、カードを所持をしてないという方が大変やはり多くて、このことにつきましてどうなるんだろうかと、非常に不安を持っていらっしゃる方が大勢いらっしゃるということです。また中でも、一番この心配しているのが、マイナンバーカードの管理です。紛失した時です。マイナンバーカードだけになった場合、マイナンバーカードを保険証で使うわけですから、マイナンバーカードを持ち歩くということになるんですが、残念ながら私ども高齢者は物をよく失くします。持ち歩けば持ち歩くほど、リスクはやはり上がるということになります。もし、紛失した場合には、ちょっと市役所のほうにも問合せしたんですが、再発行に1か月程度かかりますよと。さらには、再発行手数料は1,000円要りますよということでした。現行の保険証であれば、基本、即日交付をしていただいて、しかも無料であるということも御案内のとおりでございます。このように被保険者や医療現場からも不安と懸念の声が上がっている中、マイナ保険証の利用率も向上していないということもでございます。直近の新聞報道では、医療機関とか薬剤に補助金を出すということをした関係で、若干上がったということですが、5月で7.7%ということもございました。このまま健康保険証が廃止をされれば、国民皆保険制度は定着している、ここの根幹を揺るがすということになるのではないかとこのように心配しております。当時、政府のほうは、マイナ保険証と現在の保険証の両方とも使えるんだということで制度設計をされたんですが、去年、今の保険証はもう廃止をするということになりまして、やはり政府の原点に立ち戻った、不都合なく今の保険証を使えるという、そういう状況をつくって

いただきたいというふうに思っているところです。以上の趣旨から、次の2点につきまして、地方自治法の99条の意見書を国のほうへ提出を頂きたいということで陳情するものであります。1点目は、マイナンバーカードは、法律でいうと申請主義でありまして、取得するかしないかは任意となっております。しかし、健康保険法の改正によりまして、事実上の取得を強制されてしまうというようなたてつけになってしまっております。マイナ保険証の申請・取得は、申請による任意の判断のみに基づくというその原則を明確にしていきたいということが一つです。また2点目として、マイナ保険証も、利用されたい方は利用していただいて、確かにお薬手帳は要らないとか、そういう便利な面もございまして、使っていただいて、国民の不安が払拭されるまでは、現行の保険証と併用するという形で、保険証を存続させていきたいということが2点目です。この2点につきまして、よろしくお取り計らいください。以上、簡単ですが説明いたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。ただいまから陳情者に対する質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

今日はわざわざお越しいただきありがとうございます。1点、最初に確認したいことがありまして、陳情項目の2番ですね。国民の不安が払拭されるまでという表現なんですが、とても曖昧な表現なので、何をもって国民の不安が払拭されるというふうにお考えでしょうか。教えていただけませんか。

○陳情者（外山浩己君）

今、言われました、いつまでというのには僕らもちょっとはっきりとは言えないんですが、例えばこの、言えばスマホについても、最初僕らもスマホかと。ずーっとガラケーでやってたんですけど、もういつの間にかスマホに変えてしまったと。大分そういうのも世間的にも変わってきつつあるということで、そこ辺りと一緒にしていいのかわかりませんが、そういうところになった時は、というような雰囲気ですらえていただければなというふうに思っております。

○委員（藤田直仁君）

雰囲気というのが、ちょっと判断しづらいんですね。あくまでもですね。もうこれはもう感性の問題になるのではないかなというところもあるんで、別に日にちをいつまでということを知っているんじゃないかと、何というかな、どういう状況をもってというような感じで考えればよろしいでしょうか。雰囲気でもいいんですか。

○陳情者（外山浩己君）

先ほど話をしました、例えば一つは、再発行の手続、これが国が10日ぐらいに再発行もできるように縮めるよということではあるんですが、現場で聞くとそれはちょっと難しいのではないかなという話も知っています。だから、即日までとはいかなくとも、結局失くした時に、免許証とか、ほかにもひもづけをするということでやはり動いてますので、一つなくしてしまったらもう全てがなくなると。あっちゃこっちゃせんといかんということになりますので、そのところやはり、きちんとして、これについてはこうだよという体制がつくれるときだというふうに思いますので、はい。

○委員（山口仁美君）

紛失の件について、ちょっとお聞きしたいことがございます。マイナカードも紛失した場合、再発行、1か月ぐらいかかります、1,000円ぐらいかかりますということで、私も再発行に保険証だったら無料で、そのマイナカードだったらお金がかかるということは、結構、その紛失がしょっちゅうある方に対しては、非常に大きな問題なのかなと思うところではあるんですけども、紛失以外に日常的に使う中で、私もこの陳情が出てから周りの方にお話を聞いたところ、先ほど御説明の中でもあったように、お薬手帳を持っていかなくてもよくなったとか、高額療養費の手続がちょっと楽になったとか、そういうようなメリットを感じている方もいらっしゃるようには思うんですけど

れども、やはりこの紛失が一番心配というところは、この紛失をされる方のために保険証の存続をしてほしいというような陳情ということでよろしいですか。

○陳情者（外山浩己君）

冒頭、申し上げました、今のやはりマイナンバーカードのいろんなトラブル、それが今でもやはりございますので、もうそういうトラブルがまずなくなる。一番心配というのは、私が周りの方々と話をする時に、よくやはり言われるのが「失くした時はいけんすとな。いっきでくったろかい」というのがあったもんですから、それでいろいろ聞いてみると、そういう状況であると。心配の一つだということで受け止めていただきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

今日は御苦労さまです。ありがとうございます。確かにおっしゃるように心配だなというふうに思うところでございまして、この中で、厚生労働省のちょっとホームページ見てみましたら、資格確認証を発行してもらえば、保険証と似たような形で使えるよということでは、多様性ということちょっと併記してありましたので、その辺はどのようにお考えですか。

○陳情者（外山浩己君）

はい、今言われました資格保険証が、結局今度の法改正で、健康保険法の51条の3の追加をされました。その追加されたのが、今言われたマイナ保険証を持たない方については、資格確認書をつくることできると。これも申請主義なんです。それがあって、いろいろこんな問題があった中で、附則の15条が追加をされまして、附則の15条で何があったかという、結局の51条の3にかかわらず、当面の間、職権で資格確認書が発行できると。できるといういうことが決まってるんですが、やっぱり当面の間、できるなので、いつこれやめたよとなるか分かりません。そういうところをやはり心配してるところでございまして。

○委員（有村隆志君）

もしこれが資格証が申請でなくて、もう、マイナンバーカードと保険証をひもづけされてない方に直接もう市が発行できるということだから、もう関係なく送らないかん。というのは、受けられなくなるわけだから、それも当然、僕は送るべきだと思うんですよ。市が、関係なく資格証なり、明日から切れるよというあくる日からはもう使えるというものを、これはもう当然すべきだと思うので、それができれば。それともう一つ、この紛失の場合、お金が1,000円かかるというのが、ちょっと高齢者で認知症も入ったりすると確かにもうちょっと心配なので、そこの部分はちょっとまたきちっと協議したほうがいいのかなという気もします。おっしゃるとおりだなと。それからもう一つ言っていていいですか。マイナ救急ということで、今、都城では、そのマイナンバーカードを使った、その人の了解を得て、情報を、薬なりお医者さん履歴をちょっと見させてもらって、それで救急に生かそうということ今されてるみたいなんですけど、そこら辺ができると、さっきおっしゃった便利は便利ですよ。それで、そうすると私たちは、日本全国どこに行っても、そこで倒れたとしても、マイナンバーカードがあれば即座にそれで調べていただいて、この人はこういう既往症があるから、だからこういうのはいけないとか、そういう消防のほうは今まで持ってない情報があるということで、それは当然、個人情報なので、大事に扱わないといけない。そういう便利さということとは認めてらっしゃるということいいですか。

○陳情者（外山浩己君）

便利さは私も別途見ているというか、便利な面があるんだということは承知をしております。ただ、その便利な反面、いろんなデメリットもあるんだろうなということで、先ほども御質問頂いたんですが、ずっと保険証を続けてくださいということではございませんので。僕ら、とにかく12月2日にもうなくすんだよということが先にたっちゃって、どんどん進んでいるというような状況でございまして、先ほどから言っています高齢者の問題、あと障がい者とか、私やはり一番問題なのは、高齢施設の方々が、うちの親もなんですけど、預けていけば保険証から何から預けるんですね。それにマイナンバーカードを預けて、今度は施設が顔認証できませんから、連れていくのが

なかなかできないので、だから、暗証番号ですとなったら、もう何十人の利用者を施設側も管理できないと。そういったときよくある、年寄りも、ATMのカードに暗証番号を張りつくと。そういうことをやらんしょうがないよねというようなことも出て、そういう諸々やはり、心配を払拭して頂きたいというのが、やはり一番の趣旨だということで御理解ください。

○委員（宮田竜二君）

今の御説明で、今回の陳情書はマイナ保険証に関するデメリットが書いてあるんですけど、先ほどの御説明で、マイナ保険証のメリットも認めながら、でもやはりデメリットのウエートが大きいから、現状の保健所を存続させてほしいということで理解してるんですけども、この今の保険証のデメリットというところは何か感じる考えはありますか。

○陳情者（外山浩己君）

デメリットについてはもう考えてごさいません。いやもう、もう今定着してるんで、デメリットは、マイナンバーカードになったときのデメリットは、町医者の方が、もうこの際やめるというのをずっと耳にしてるんで、そういうところもやはり今のマイナンバーカードでのデメリットですかね。だから、今の保険証のカードのデメリットというのはないというふうに思ってます。

○委員（山口仁美君）

1点だけちょっと気になるところがありまして、陳情の趣旨の後段のほうに、このまま健康保険証が廃止されれば、国民皆保険制度の根幹を揺るがすというような記述がございまして、この根幹を揺るがすという部分がどんなことを想定されているのかをちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

○陳情者（外山浩己君）

先ほどちょっと話をしましたが、今の現行の保険証であれば、言えば国民健康保険法でいうと、保険証は発行しなければならないんですね。発行しなければならない。で、医療機関については、保険証を必ず確認して、療養にしないといけないというのが決まっています。マイナ保険証になった場合、先ほど資格確認書もあるんですけども、ただそういうのが当面の間なので、要するにマイナンバーカード、そして資格確認書、どちらも任意と、申請主義ということになると、やはり国民皆保険制度、要するに、日本国民全てが基本、国民健康保険に入って、一人一人必ず保険証を発行せないかんよと。そういうところはやはり崩れるというか、何か曖昧になってしまうのかなというような心配をしてるところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時22分」

△ 陳情第5号 健康保険証の存続を求める陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第5号、健康保険証の存続を求める陳情について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第5号、健康保険証の存続を求める陳情について、御説明いたします。令和5年6月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の一部改正が行われ、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することが決定し、それにより令和

6年12月2日に健康保険証が廃止されることとなりました。今後は、マイナンバーカードに健康保険の資格を紐づけたマイナ保険証に移行することとなり、医療機関においてはオンラインによる資格確認が行われることとなります。陳情に関する詳細につきましては、担当課長がご説明いたします。

○保険年金課長（木原浩二君）

本件陳情書に関する詳細について御説明いたします。マイナンバー法等の一部が改正され、本年12月2日に現行の健康保険証が廃止されることとなりました。本市において発行している国民健康保険及び後期高齢者医療保険の健康保険証は1年ごとの更新となっており、8月に最長1年間を有効期限として一括発行し、引き続き使用できることとなっております。その後は、マイナンバーカードに健康保険の資格を紐づけたマイナ保険証に移行することとなります。しかしながら、現状として、マイナンバーカードをお持ちでない方や、健康保険の資格の紐づけがされていない方、要介護高齢者などの要配慮者で、医療機関において、マイナ保険証での受診が難しい方もおられるため、保険者は、こうした方々に対し、資格確認書を交付するよう、国により取扱が定められています。この資格確認書には氏名、生年月日、保険者番号、保険者名、記号番号等、現行の健康保険証と同様の内容が表示されているため、資格確認書を提示することで、引き続き、医療機関での受診が可能となります。また、既に、マイナ保険証をお持ちの方で、資格確認書の交付を希望される方は、申請により交付する予定としています。マイナ保険証の利用については、医療機関におけるオンライン資格確認が可能となり、被保険者ごとの過去の健康診断結果や、処方薬の情報等が確認できるため、適切な医療の提供、服薬管理、さらには医療費の削減に繋がるものと期待されています。マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、本市が所管している国民健康保険だけでなく、被用者保険を含めた公的医療保険制度全体に関わるものであり、国が関係法令を定めて実施しているところです。このことから、今後も国の動向を注視してまいります。以上で、保険年金課の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。本日は、保険証を担当する保険年金課とそれからマイナンバーカードを交付する市民課、そしてまた、このマイナンバーカード自体の仕組みについてDXのほうにも同席をさせていただいておりますのでお伝えさせていただきます。

○委員（藤田直仁君）

最初はジャブでいきたいと思います。冗談ですけれども、先ほど、紛失したときのことをいろいろ聞かれたものですから、少し教えていただきたいんですが、まず、マイナ保険証の場合は、紛失した場合の再発行までの期間と再発行の手数料、それから、資格確認書をまだ出てないですけども、これが紛失したときの再発行の期間と、それから再発行手数料がかかるのかというのを教えてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

マイナ保険証につきましては、マイナンバーカードに保険証をひも付けておりますので、紛失した場合は、国のほうに再度申請手続が必要になります。カードが見つければいいんですけど、見つからない場合は、再発行手数料としまして1,000円かかります。今の現状でいきますと、申請してから大体三、四週間ぐらいで、こちらのほうに届く形になります。資格確認書につきましては、もし紛失をされた場合は、即日交付ということが可能となっております。

○委員長（松枝正浩君）

すいません、手数料の関係はどうでしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

手数料については、かからないということになっております。

○委員（山口仁美君）

この資料を頂いている中に、資格確認書の切れ目のない交付についてというところの下の2行の後ろのほうに、申請によらず資格確認書を交付するというようなことが書いてあるわけなんですけれども、先ほど陳情者のほうから、マイナンバーカード自体の申請が困難な方や、発行の手続きができない方に対して、これは健康保険証を存続してほしいというような言葉があったんですけどもこの資格確認証は申請をせずとももらえるようになるのか、もう既にそうなのか教えてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

この資格確認書につきましては、マイナンバーを取得されていない方、健康保険証のひもづけをされていない方、またマイナンバーカードの利用登録を解除した方など、基本的に職権で交付することとなっております。ただ、資格確認書を紛失されたとかそういう場合は、申請を頂く形になるというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

ということは、一旦、資格確認証は申請なしで発行されて、もし紛失した場合は即日交付も可能であるということでしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

委員の言われるとおりでございます。

○委員（藤田直仁君）

文面のちょうど真ん中のちょっと下のところで、また既にマイナ保険証をお持ちの方で資格確認書の発行を希望される方は、申請により交付することができる。つまり、マイナ保険証も持っているし、資格確認書を持つという、二つ持つことができるという理解でよろしいでしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

委員の言われるとおり、どちらも所持するということは可能でございます。

○委員（有村隆志君）

マイナンバーカードの現在、所持者が何%なのかそれぞれ教えてください。

○市民課長（森 知子君）

令和6年5月31日現在になります。交付枚数が10万2,657枚、交付率は82.29%となっております。

○委員（有村隆志君）

後期高齢はわかりますか。

○保険年金課長（木原浩二君）

後期高齢者医療制度におきましては、4月現在の数字になりますが、被保険者数が1万8,115人で、登録が1万406人ということで、登録率が57.4%となっております。

○委員（有村隆志君）

それで、この中でマイナ保険証とのひもづけをされた方はそれぞれ何%か。数字が分かれば。

○保険年金課長（木原浩二君）

申し訳ありません。今、申し上げましたのがひもづけをされている数値でございまして、マイナンバーカードの保有者数につきましては、後期高齢の分が、これ6月のちょっと月がずれますけども、6月18日現在で、被保険者数、1万9,481人のうち、1万3,488名の方が保有されております。

○委員（前島広紀君）

ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回の説明の課長口述の中のマイナ保険証の利用については、医療機関におけるオンライン資格確認が可能となり、その次のところなんですけれども、被保険者ごとの過去の健康診断結果や、処方薬の情報が確認できる、それとまた、適切な医療の提供、服薬管理、それに、さらには医療費の節減につながるものというところこのところをちょっと説明、具体的に説明をしてもらいたいんですけど、それはまたこの要旨の①の医療費を20円節約できるとか、よりよい医療を受けることができる、これにつながるのかなとも思うんですが、その辺りをちょっと具体的に説明をしてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

マイナ保険証を利用される場合に、医療機関が社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会が設置している中間サーバーがありまして、そこに被保険者の情報が蓄積されまして、医療機関はそこにアクセスをして情報を得るということになってますが、そこに被保険者のこれまでの健康診断の結果であったり、投薬の情報であったり、入っておりますので、そういう情報を医療機関が取得をして、その方に合った適切な医療が行われるということになっております。医療費につきましても、診療報酬の改定がございまして、マイナ保険証を利用することで10円から20円の医療費が削減されるということになっているところでございます。

○委員（前島広紀君）

例えば私があるA病院に行って、そこでいろいろ検査とかしてもらったその結果というのが、例えばBCの病院でも見ることができるということですか。それとも、それと、それに関しては、私の許可とかそういうのは要らないわけですか。もう勝手に見ることができるんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

医療機関におきましては、受診者が医療機関等で受付をする際に、医療の情報、健診結果の情報などを提供していかという本人の同意の下に行われるということです。

○委員（藤田直仁君）

もう少しちょっと詳しく聞きたいところがありまして、資格確認書のことなんですが、最初は1年ということで、今、5年の方針で動いてるようにお聞きしてるんですけども、保険証はそもそも1年が有効期限ですよ。5年延びるんだろうけれども、その最初もらったやつは5年間有効なのか、それともやはりを健康保険証みたいに1年ずつの有効期限なのか、そこを確認させてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

資格確認書については、今の健康保険証と同様で1年更新ということにしております。

○委員（藤田直仁君）

それと、この資格確認書の仕様ですよ。中身についてなんですけれども、今、紙とプラスチックがあったりとか、顔写真はいらなかったりとかしてるんですけども、何か現行の保険証と資格確認書で、今の段階で、知り得る範囲で、違いというのは何かありますでしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

資格確認書につきましては、現行の保険証と基本的に表示内容等も同じでございます。

○委員（藤田直仁君）

試算をしてるところなんかによると、今回、資格確認書は年間で240億円ぐらいコストがかかるというふうに聞いたりもしてるんですけども、これが現実的な数字かどうかちょっと私も根拠はないんですけども、全く同じような内容で、資格確認書をつくる必要性について、何か御説明できる場所があれば教えてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

今回の法改正につきましては、基本的に健康保険証廃止、マイナ保険証への移行ということが限定になっておりますので、ただ現状としましてそのマイナ保険証を使えない方もおられるということで、救済措置ではありませんけれども、この資格確認書というのが作られたというものではないかというふうに考えております。

○委員（藤田直仁君）

今までの保険証は、なりすましとかいろんなのが問題視されてたんですけども、今回の資格確認書ではそういう辺りの何か対処というのが特別あるというのはお聞きしておりませんか。

○保険年金課長（木原浩二君）

現時点ではその辺の対策等についてはちょっとまだ、国のほうからも特に聞いておりません。

○委員（藤田直仁君）

まだいろんな見えない部分もたくさんあると思うんですけど、これがはっきりするのは大体いつ

頃というふうにお聞きしておりますか。資格確認書がこういうものだというのがはっきり、仕組み的なことも含めて、聞いていれば教えてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

資格確認書の仕組みというか、中身につきましては、ほぼ示されてはいるところなんですけれども、委員が言われました、さっきのなりすましであったり、そういう対策については、まだ聞いていないというところです。

○委員（山口仁美君）

陳情者の説明の中で、実際マイナ保険証を持っていても窓口で使えないケース等の話がございました。これ全国のニュースの中でもたまに上げられたりすることかなと思うんですけども、医療機関の対応状況等を市のほうでも把握されていれば教えていただきたいということと、それから実際その窓口で使えなかったというような相談が市のほうに寄せられたことがあったかどうか教えてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

医療機関から端末が利用できないという連絡は数件受けております。ただ、その際につきましては市のほうで病院に来られてる受診者の方の被保険者番号等をお聞きしながら、市のほうで資格があるかなどの、それを医療機関のほうにお伝えするという対応を行っているところです。

○委員（有村隆志君）

マイナンバーカードをもっていると。ひもづけもされているということでございましたので、では、それを持っていて受ける医療機関の現状はどのような状況でしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

霧島市の医療機関の状況というのは現在、ちょっと把握できていない状況でございますが、鹿児島県内で言いますと、県内3,042の医療機関のうち、201の医療機関においてその端末が設置されていないという状況になっております。

○委員（有村隆志君）

そしたら、これはただ地域でマイナ保険証を使えないところもあるということであると、現行の保険証を出さないと、もしくは資格書を出さないといけない。そこら辺はどんな扱いなんですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

この医療機関等における端末の設置がされていない箇所につきましては、資格確認書などで対応していただくことになるというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

先ほどからマイナ保険証のことでありましたけど、まず確認しておきたいのは、さきほどからおっしゃるように、使うとより恩恵を受けられるということが第1点。2点目に、窓口で限度額以上の高額医療費制度も使えるということでもいいですね。それから、それから就職や転職で引越越し、本来だったら保険証を引越越し先でまたもらわないといけない。そこでなくてもこのマイナだと使えるということでございますね。あとは医療現場で、先ほどそういった保険証の資格確認をしますけど、その現場の負担、医療現場の事務の負担を軽減することになるということで、ほかにまだメリットがあればおっしゃってください。

○保険年金課長（木原浩二君）

議員のほう言われたとおりのメリットでございます。

○委員（有村隆志君）

今、都城のほうでマイナ救急を現実今やってらっしゃるんですけども、そういうことになった、もしなるとしたときに、これはもう救急とは全く別で動くということになるのか。こことは関係なくやるということになるんですか。分かっているならば、DXにでも。じゃもういいです。

○DX推進課長（三善智弘君）

今、議員のほうからありました都城、全国で幾つかの実証実験を行って、それが全国展開されて

いくことになると思いますので、今の御質問で回答いたしますと、今回の保険年金とはまた別で消防局のほうで、県として準備していくものになると認識しています。

○委員（前島広紀君）

往診とか訪問看護、その辺りの場合のこのカードの使い方というのは、例えば番号を控えるだけなのか。カードリーダーを持って歩くのか。その辺りをちょっとお伺いしたいんですけど。

○保険年金課長（木原浩二君）

その往診等の取扱いについては、現状でちょっと把握をできていない状況でございます。

○委員（前島広紀君）

今のこの保険証の場合は、番号を控えてるのかな。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します

「休憩 午前10時46分」

「再開 午前10時49分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き再開します。

○委員（前島広紀君）

先ほども申しましたように、往診とか訪問介護において、これの使い方というのをやはりちょっとまた具体的に調べておいていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員（山口仁美君）

陳情項目の1点目に、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすることという文言が入っているところなんですけれども、マイナンバーカードのマイナ保険証の取得自体がこのマイナンバーカードを、すいませんちょっと整理させてください。マイナ保険証を実質的に強制的に取得することにつながるのではないかというような、マイナンバーカードを持つことを、これによって強制されることにつながるのではないかみたいなことの陳情者からの御説明があったんですけども、この健康保険証とマイナンバーカードのひもづけによって、ここで今、資格確認書が出ることによって強制ではないという理解をされているのかどうかをちょっと見解をお聞きしてよろしいでしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

マイナ保険証、それから資格確認書、これはあくまでも本人が選択できるということで理解しております。

○委員（宮田竜二君）

今回の陳情が、保険証の存続を要望する陳情なんですけれども、今回、国の方針で保険証を廃止して、資格確認書、マイナ保険証を対応できない人は資格確認書ということで、資格確認書と保険証って、全く今とほぼ一緒。私は保険証の今のデメリット、先ほどあった、不正使用とかいうのが防げるのかと思っていいのかなと思ったら、それもわかんないというところで、これでいくと、ただ、今の保険証が資格確認書に代わるだけということということで、全くそういう認識でよろしいですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

委員が言われたとおり、基本的に今の健康保険証と資格確認書というのは、効力としてはほぼ同じということになります。ちょっと先ほども申し上げましたが、法改正の原点といいますか、そこがあくまでも保険証を廃止して、マイナ保険証に移行と、ここにあることによって資格確認書が救済措置でできてきているという認識しております。

○委員（藤田直仁君）

先ほどからの話を聞いてると、結局、5年後は結局、資格確認書もなくなるわけですよ。今の流れでいけば。違うんですか。もしそうだとすれば、先ほどから言っている国民皆保険制度自体が

ちょっと崩壊するようなことになりますよね。要するに、そこの保険に入るか入らないかが自由になるということに今の言い回しだとなってしまうんですけども、その辺りはどのように解釈すればよろしいですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

まず、資格確認書につきましては、国のほうから、5年間を一旦限度に、自治体で更新期間を決めてくださいということで本市は1年としておりますが、更新期間を過ぎた後も、結局その資格確認書の期限、期限というか、いつまで資格確認書を出しますよというのを国は何も言っておりませんので、更新期間を過ぎた後も、資格確認書を継続して出していくというふうに考えております。

○委員（藤田直仁君）

もう一度確認。5年以降もずっと出していくということですか。最大5年以上になっても。

○保険年金課長（木原浩二君）

市としてはそのように理解しております。

○委員長（松枝正浩君）

先ほど山口委員のほうから、強制なのか強制じゃないのかというのが少しちょっとすいません、僕自身の認識が悪かったのかもしれないけれどもちょっと理解しがたかったので、ちょっともう一度説明してもらってよろしいですか。

○市民環境部市民課窓口グループ長（木原隆夫君）

すいません、現状としまして、マイナンバーカードを取得された方につきましては、保険証のひもつけですね、これにつきましては、御本人者の御意思でございます。ですので、当然、お渡しする際にそういった御要望があれば、お手伝いといいますか、基本的には御本人様がするというのが基本になっております。もしくは保険者がつけて、それぞれという形になりますけど、強制はしてありません。

○副委員長（野村和人君）

今回の陳情の趣旨の中に、マイナンバーカード自体の不安と不信というふうなお話が出てくるんですけども、これは、答えづらいとかあれなんでしょうけれども、もうマイナンバーカードはもう数年経ってるわけです。行政側として、いろんな不安、ひもづけが悪かったとかいう体制がありましたけれども、それに対する対処方法を今までやってきて、不安を払拭できる体制になってきたと認識されているかどうか、確認をさせていただきます。

○DX推進課長（三善智弘君）

御指摘のとおり、昨年度、いろいろな、不具合というか、は出てきております。幸いにして本市では、ひもつけ誤りはなかったところです。そもそも、マイナンバーカードの促進については、国は、デジタル社会のパスポートとしてマイナンバーカードの普及を目指しております。これは対面であったり、非対面であったり、そのような中でも、本人を確実に認識、認証できるという機能を持つことを前提としている中で、昨年度のひもつけ誤りというところが一番不安になるところでした。現在、国のほうでも、原因としては、やはりヒューマンエラーなところがあって、きちっとした4情報で個人を特定してマイナンバーをひもづけるべきところを、その4情報全てじゃなくて、もう名前と住所だけとか、幾つかの限られた情報だけでひもつけをしてしまって、誤りが出たというところもありますので、私たちといたしましては、このデジタル社会を進めていく上ではこのマイナンバーカードを確実に必要なものと考えております。この不安の払拭においては、きちっとしたルールの下でマイナンバーをつけていくと。あと国のほうもなるべく人の手を介さないで、マイナンバーを付与するような、デジタル同士での付与ということも検討されておりますので、確実に御本人さんのマイナンバーとひもづけることを注意しながらやっていきたいと考えております。

○副委員長（野村和人君）

私も、行政のスリム化としてもデジタル社会をしっかり推進するべきというふうに思っています。答えられない部分もあるかもしれないですけども、今回の国民健康保険だけではなく、公的医療

保険制度ということでほかもあるということなんですけれども、ほかの医療制度についても、同じような資格確認書みたいなものが、同様なものがあるかどうか、御存じでしたら教えていただきたいと思います。

○保険年金課長（木原浩二君）

ほかの保険制度につきましても、同様の措置がされるものというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

もう一点確認をさせてください。陳情の趣旨のちょうど真ん中辺りなんですけれども、マイナ保険証の利用率も向上していませんというふうに言い切りの形で書いてあるわけなんですけれども、導入してからまだ数年なので、徐々に向上してのではないかなというふうに思うんですけれども、利用率がどのような状況かもしお分かりであれば、全国の値でも構いませんので、お示してください。

○保険年金課長（木原浩二君）

利用率につきまして、本市の国民健康保険の利用率につきまして、令和6年7月時点で11.2%、それから後期高齢者医療制度につきまして、5.6%という利用率になっております。

○委員（山口仁美君）

これは以前よりも向上しているのか、停滞しているのか、ついでにお知らせください。

○保険年金課長（木原浩二君）

どちらも若干増えておりますが、どちらかという停滞しているような状況であるというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

先ほどから、このマイナンバーカードを持っていると、ひもづけもしているという方が、12月以降に、資格書の届く人はもう資格書が来たからそれでいけばいいと思うんだけど、自分がひもづけしてるけど、保険証が来ないというような方がひよっとしているかなあと思うんだけど、というのは、例えば、新たな、言い方がまずかったですね、来年の8月になるのかな、切替えがね。ですよ。そのときに、資格書が来る人と来ない人とか、そこら辺の配慮というのが必要になってくるようなケース、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○保険年金課長（木原浩二君）

今回の8月以降の保険証については、7月中に配布、郵送という形になります。来年の最長で、来年の7月末が有効期限がありますので、来年の保険証更新の際につきましては、マイナ保険証を持ちの方は、基本的にマイナ保険証を使っていただいて、お持ちでない方、ひもづけをされてない方につきましては資格確認書を郵送する予定となっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時02分」

「再 開 午前11時05分」

△ 議案第63号 財産の取得について（コンテナ洗浄機その他厨房機器）

△ 議案第64号 財産の取得について（パススルー冷蔵庫その他厨房機器）

○委員長（松枝正浩君）

再開します。次に、議案第63号及び第64号の財産の取得について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第63号、財産の取得について、説明します。議案書の36ページをお開きください。単人学校給食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。次に、議案第64号、財産の取得について、説明します。議案書の38ページをお開きください。霧島学校給食センターの厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校給食課長が説明しますので、御審査よろしくお願ひします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

議案第63号の財産の取得について、説明します。議案書の36ページをお開きください。単人学校給食センターは、平成12年4月に開設され、建設後24年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、令和2年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、コンテナ洗浄機等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役 岩元伸一から7,469万円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料を御覧ください。次に、議案第64号の財産の取得について、説明します。議案書の38ページをお開きください。霧島学校給食センターは、平成8年4月に開設され、建設後28年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、昨年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、パススルー冷蔵庫等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島市伊敷町4745番地4、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役 岩元伸一から2,475万円で取得しようとするものです。施設の見取図と厨房機器の写真については、参考資料を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の際は議案番号をお願いします。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

まず63号について、計画的な更新と思いますけれども、以前使っていたらしゃったものとほぼ同じ内容の更新ということによろしいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

単人学校給食センターにつきましては、先ほど申し上げましたように、令和2年度から5か年計画、今年度が最終年度になりますけれども、厨房機器等につきましては、これまで使っていたものの種類等、最新の、多分昔のものに比べれば、断然能力は上がっていると思いますけれども、そういったものに更新するということでございます。

○委員（山口仁美君）

同様に、64号のほう、霧島学校給食センターのほうも同じように今まで使っていたらしゃったものを最新のものに変えていくということによろしいでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

単人学校給食センターと同様になります。霧島学校給食センターのほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、昨年度から、こちらのほうは3か年計画の今年度が2年目となります。来年度まで備品更新のほう行っていきたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

霧島学校給食センターのほうは、子どもの数も減ってきている中で、給食センターの統合なんかの話も以前あったかなと思います。どのような状況でしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

霧島学校給食センターにつきましては、現在、700食提供可能な調理場ではございますけれども、少子高齢化等によりまして、子どもの数も減ってきておりまして、現在は霧島の受配校4校に対しまして約300食提供している状況でございます。あわせて、今回、備品更新するに当たっては、今後、令和8年度から牧園学校給食センターとの統廃合も見据えての備品更新になります。牧園のほうは現在約320食程度配食しておりますので、合わせますと約620食というような形になります。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども、今後、二つの調理場を一緒に合わせたときに、新しく更新する機器で十分対応できるということでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、委員がおっしゃられたとおりでございます。

○委員（宮田竜二君）

議案63号と64号ともに共通する内容なんですけれども、指名競争入札ということでアイホーさんが入札されてるんですが、例えば、37ページの競争されてる、例えばホシザキさんがコンテナ洗浄機その他ということで、そういう機材を、実際に使えるのか使えないのかというのを教えてください。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の指名競争入札に当たりましては、両センターとも6社の業者を指名させていただきましたけれども、全ての業者が、今回示しました備品、厨房機器等については取扱いができるということで指名させていただいて、入札に至ったところでございます。

○委員（宮田竜二君）

しかし、そういう、入札は入ってるんですけれども、実際は、今までアイホーさんの装置じゃなくて別のところといったら多分、使えないというか、現場のほうが大混乱するんだと思います。多分言いづらいんだと思います。入札方式が原則となっているんですけれども、もう毎回アイホーさん、アイホーさんしか使えないはずなんです。ですから、随意契約とかですね、本来であれば、その入札の原則というのは分かるんですけれども、実際にその運用としては全然、実態と乖離してるので、本当は今、ちょっと無駄な仕事をされてるのではないかなと思うんです。ほかの方も。ですから、今、もう職員の方の働き方改革もありますので、そういう、条例のほうから、実際の現実に合ったほうに直すということは考えませんか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今、宮田委員が言われましたように、確かにそういった方式がとればいいんですよ。けれども、現在のところ随意契約の内容にそのようなことが明記されておられないので、やはりこちらにつきましては、指名競争入札という手段をとらせていただいている現状でございます。

○委員（宮田竜二君）

現状はそれで、ずっと今までやってたので、これをまた続けていくんですかというところで、私はここで何かを、条例なり変えられないんですかねというところを質問です。

○教育部長（上小園拓也君）

委員からの御意見は非常にありがたい部分もあるんですけれども、条例ではなくて、地方自治法施行令の中で、随意契約のできる理由は決まっております、現状としましては、この施行令を基に執行しているところでございますので、よろしくお願いします。

○委員（有村隆志君）

今回の63号の隼人学校給食センター、ここは、私も1回だけ行って見させてもらいました。本当に特殊な所ですね。機械がもうここ専用でつくったような機械があるような気が、スペースがちよっと狭い関係でなかったのが、洗浄、何かあったような気がするんですけど、一応この中で、私が気になったのは、これ、いつ、これを、もしこれが通ったら。やはり夏休みとか、そういう迷

惑がかからないような形でやっていかれると思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、入札のほうは4月30日に行いましたけれども、議決案件ということで、今回、議案提出させていただいております、本委員会で御審査頂きまして、最終本会議で議決頂きました後には、夏休み期間中に、63号の隼人給食センターでよろしいんですね。につきましては、夏休み期間中に、全て入替えを行いまして、できるだけ早い時期、お盆前には終わるような形をとりたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

確実にできるということでもいいですか。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

隼人学校給食センターにつきましては、これまでも、過去4年、同じような形で、夏休みに更新を行っておりますので、今回につきましても、大丈夫かというふうに考えております。

○副委員長（野村和人君）

63号、64号ともにですが、ここの機材搬入替えに伴う給排水工事等の工事があるのかどうか、確認をさせていただきます。

○学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長（和田清仁君）

機材の入替え自体に、それぞれ電源改修工事も、配管工事も、配電盤の工事も含めた形での工事になります。

○副委員長（野村和人君）

議案としては備品購入という扱いですけれども、この配管工事の割合はどの程度というようなお話ができますでしょうか。

○学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長（和田清仁君）

今ある配管自体は全部使えるので、そこに付随するこの接続部分の配管だけの設置になると思います。

○副委員長（野村和人君）

ある程度少ないということでもよろしかったでしょうか。あと64号の霧島学校給食センターのほうの仕様書を見させていただくと、水圧洗米機とかライスフレンド、ライスチェッカーとか、炊飯に関するものも今回更新されるようでございますけれども、一方、国分地域では米飯加工賃という扱いで、外部委託というふうにしておられると思います。こちらの費用対効果について検証されたのかお願いいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

費用対効果につきましては、実際のところ検証等はいたしておりませんが、現在、国分隼人以外の中山間地域にある給食センターにつきましては、炊飯施設を常備しております。したがって、やはりこの炊飯施設は、引き続き使用していくということで、今回、ここに関わる部分の厨房機器につきましても更新をさせていただきたいということで提案いたしているところでございます。

○副委員長（野村和人君）

新たに購入するというので、これから何年か、何十年かという話になるかと思えます。それを含めて検証はしていかなければならないのではないかなというふうに思えます。逆に、これがいいほうであれば、国分地域に4200万、毎年、入れるという状況でもありますので、国分地域にも導入していくとかということも考えていかなければいけないのかなというふうにも思えます。今後、その視点も含めて検証をお願いしたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。なければ、いいですか。

○副委員長（野村和人君）

委員長交代します。

○委員長（松枝正浩君）

63号についてお聴きをいたします。6社指名をいたしまして、提出をされている仕様書がございませけれども、これに基づいて、それぞれの業者さんが札を入れられておられると思います。この6社の中で1番高いところと1番低いところ、この差を見てみますと、1,108万5,000円という差が出てきているかと思えます。この点について、同じ仕様書を示して、業者の努力もあらわれると思うんですが、なぜこのような差が出てきているのかというところを、担当部署で分析をなさっているのかまずお聴きをいたします。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回、指名いたしました6社、全てこういった調理場の厨房機器を取り扱えるというような業者でありまして、我々のほうといたしましては、あくまでも標準的な仕様を示して入札に至っておりますので、あとはもう参加された業者の努力によるものかというふうに考えております。

○委員長（松枝正浩君）

それではこの項目が幾つか示されているかと思うんですけれども、この項目、一つの札の中に、全体の金額を入れて入札だと思えるんですけれども、例えば項目ごとへの札の金額、この内訳書と言われるものなんですかね。工事なんかでいきますと、工事によって項目の金額が入れて入札をなさるんですけれども、こういう物品の場合というのは、各項目ごとに金額を入れて、その積み上げの金額を出させているのか、そうすると、およそ、何らかの分析ができるのではないかと思ったところでお聞きしたところですが、どのような状況かをお示してください。

○学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長（和田清仁君）

この備品購入に対しては、それぞれの品を1個ずつ。物があり、そこにかかる工賃がありというのを一つずつ積み上げた合計がこの金額になります。

○委員長（松枝正浩君）

内訳書も一緒に出されているということでもよろしいですか。そこをちょっとお聞きしたかったです。

○学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長（和田清仁君）

内訳書の中ではそれぞれの製品の積み上げがしてあって、その合計の金額が、今回の入札額になる。

○委員長（松枝正浩君）

了解しました。であれば、中が業者によっても努力も当然あらわれると思うんですけれども、標準的な仕様の中で、金額の差が出てくるところでいけば、本当にこの物が実際に機能として保たれているのかということも、いささかちょっとはつきり見ておりませんので分からないんですけれども、そういったものを見ながら今後、分析も、そしてまた、今後の入札においての仕様書に反映をしていただいて、また恐らく価格の大きく開くということは余りないような気がしたのでお聞きをしました。今後またその辺についても御検討を頂けたらというふうに思います。

○副委員長（野村和人君）

交代いたします。

○委員（前島広紀君）

今の質問の関連なんですけれども、一つ一つの物品の単価を積み上げてきたというのは分かるわけなんです。そして先ほど、野村副委員長からもお話がありましたように、水道設備とか、あとは排水とかいろいろそういう、この単品以外の経費、その辺りはどうなっているのかというのが少し気になるわけなんですけれども、例えば、この中には、産業廃棄物になるものもあるだろうと思われませし、また逆に金属として、売却できるものもあるのではないかなというふうに想像されるわけなんですけれども、その辺りの諸経費といいますか、その辺りの経費というのは、その単品の積み上げのほかに諸経費のところに入って来るのか、その辺りはどのように処理されているのかお伺

いしたいと思えます。

○学校給食課主幹兼隼人学校給食センター所長（和田清仁君）

内訳書の中では、それぞれの製品の設置及び工賃なんかも含み、諸経費の中にも撤去費を含むという形で記載をしてありますので。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですつので、以上で、議案第63号及び議案第64号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11時28分」

「再開 午後 1時58分」

△ 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査します。本日は、陳情者である鹿児島摩健教職員組合始良伊佐地区支部霧島地域協議会、書記長、池上孝子様、副議長、藤元綾乃様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（藤元綾乃君）

本日はこのような場をつくっていただき、誠にありがとうございます。私は、鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地域協議会で副議長をしております藤元綾乃と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私のほうからは、豊かな学びの実現、教職員定数改善を図るための2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、趣旨説明をさせていただきます。陳情項目に沿ってさせていただきます。まず、陳情項目1についてですが、中学、高校での35人学級の実現については、資料1を準備しておりますので、そちらも御覧いただきながらお願いいたします。この35人学級については2021年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校の学級編制標準を5年間かけて35人に引き下げることとなりました。実に約40年ぶりの改正でした。現場からは非常に嬉しい声が届きました。その際、附則においては、中学校、高校についても、35人学級への引下げを検討するというふうにされています。実際に文科省は2022年度から2025年度の4年間にわたって小学校における35人学級の政策効果について実証研究するとしており、その動向が今注目されております。文科省はこれまで幾度となく少人数学級の実現を求めてきましたが、それを阻んでいるのが財政を管理する財務省です。文科省の後押しをするのは、学校現場に勤める私たちの声であることを霧島市議会の皆様にも御理解いただき、この陳情に対して御協力いただければと感じております。陳情項目2については、皆さんもニュースなどで聞いていることと存じますが、ここ数年、担任は何とか足りたけど専科の先生がいない。

育休や病休代替の先生が見つからないなど、教員不足が問題になっています。それは、特別支援学級数の激増とも関連していると私たちは見ております。鹿児島県の小中学校においては、毎年3桁で、支援学級が増え続けています。支援学級の設置については県教委が子ども1人でも開設することとしており、増加の要因であると考えます。子どもや保護者のニーズに応じることは重要であり、そこは否定しません。しかし、学級数と教職員定数の関係でいけば、今年は支援学級があるけれども、来年は入級する子どもがいないため閉級する。そうすると正式採用の教員を置くことができないう。臨時的任用の教員をお願いする。結果、年度途中の代替教員が見つからないといった悪循環になっております。私たちとしては常に学校にプラスアルファの教職員がいるということが重要であり、そうすると年休も取りやすく、教職員の働き方の観点でもメリットが大きいと考えております。陳情項目3についてですけれども、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減を行わないことということですが、少ない中でも、定数の中でも、何とか学校で工夫をして、子どもたちの豊かな学びを保障するために、学校で独自にですね、40人に満たない学級2クラスにして取り組んでいる学校もあります。そうすると教員の持ち時数は増えます。ですので、やはりそこは加配をそのまま保持するってということと、やはり人を増やすということが欠かせない要因になってきます。そして陳情項目4についてですけれども、陳情項目2とも関わるんですけれども、学校では、特別支援学級に在籍する子どもたちも、やはり、通常学級、いわゆる交流学級と私たちは呼んでおりますが、その子どもたちとも、交流を深めてほしいということで、主に実技教科等では同じ教室で学びます。そうすると、支援学級籍の子どもたちは支援学級の席として、カウントされますので、通常学級に帰ったときには、もともと40人学級のところにプラスされるということになります。なので、現在、支援学級が増え続けている現状において、1学級が50人学級になってしまうという学校もあるというふうに聞いております。また、この陳情書にも関連するんですけれども、鹿児島県は早くから小学校1年生2年生においては、すすくプランを導入しております。これは30人学級をしているわけなんですけれども、この支援学級のカウントがある限りはですね、本当は30人学級のところが、40人、35人、40人になってしまっていて、すすくプランになっていないというような現状もあるというのが実態ということで現場から声が上がっています。そういったことも踏まえて、現場の実態として、この陳情項目四つを挙げさせていただいているということ、御理解いただき、ぜひ、御協力頂ければと思います。

○陳情者（池上孝子君）

本日はこのような場をつくっていただき誠にありがとうございます。私は鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地域協議会の書記長をしております池上尚子と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、今回提出させていただきました義務教育費国庫負担制度負担率の堅持に関する陳情について、趣旨説明をさせていただきます。陳情書にも書きましたが、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や教科担任の未配置など解決すべき課題が山積しております。資料を配付させていただきましたが、資料1を御覧ください。これは貧困率の状況について、厚生労働省が2022年に出したものです。この調査によりますと、表11に示されていますように、子どもの貧困率は直近では多少少なくなっていますが、それでも11%という現状です。次に、いじめ、不登校の実態です。資料2を御覧ください。これは鹿児島県教育委員会が出した資料です。いじめについても、不登校についても増加傾向にあります。不登校児童は、児童生徒は年々増加傾向にあり、原因もそれぞれです。また、子どもの中には人間関係で悩み苦しんでいる子どもたちもいます。私は現在、霧島市の中学校に勤務しております。同僚の先生方は、毎日時間外まで、教材研究や部活動指導、そして生徒の相談や保護者への対応と日々忙しく勤務されております。今、教職員の働き方改革が叫ばれております。文科省が2019年に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを作成し、それに伴い、鹿児島県教委も学校における業務改善アクションプランを策定しました。そして、霧島市教育委員会も、資料3に提示しておりますように、業務量の適切な管理に関する方針を策定しております。この中で、月の勤務時間以外の在校

時間等が45時間を超えない。そして年間でも360時間を超えないという上限方針が出されております。ただ、現状としてはとても厳しく、月45時間、年間360時間を超える先生方は多くいらっしゃいます。資料4を御覧ください。この資料は鹿児島県教育委員会が発表しました学校職員の勤務実態等調査の結果です。これによると、令和5年度の上半期の勤務実態は、45時間を超えて80時間以下の教職員が小学校で21.6%、中学校では27.9%になっております。そして80時間を超える職員が小学校で2.4%、中学校で5.6%もいるという、非常に大きな、これは問題かなというふうに思っております。先日も鹿児島県の教員採用試験が実施されましたが、倍率は2倍と非常に低い倍率になっております。このような学校現場では、このような働き方では、若い方が働きたいと思うような職場にはならないのではないかと、非常に私どもは心配をしております。私が務める学校も多くの先生方が放課後部活指導をされております。生徒下校を見送った後、その日の事務作業や明日の授業準備、欠席者への電話対応などされております。また、私自身も退勤時刻が20時を超えるときもあります。全体的な業務量を減らさないと、この課題は解決しないというふうに思っております。ただし、業務量を現段階で減らすのは非常に厳しく、そうなれば解決策としては定数改善になっていくのではないかなというふうに思っております。この間、私どもも定数改善についてはお願いをしてまいりました。

しかし、なかなか変わっていかないのが現状です。先ほど藤元さんのほうからもありましたが、やっと小学校の1クラスの定員が45人から35人に、5年かけて現段階に引下げられております。しかし、中学校においては、まだ40人という定数です。支援学級の生徒を入れると40人を超える人数ということになります。教室も窮屈ですし、棚も足りません。また、ここ最近、支援学級の増加に伴い、教室が足りないという、学校現場の状況も出てきております。義務教育費国庫負担制度の負担率を堅持することによって、霧島市の財源を確保し、子どもの豊かな学びを保障するためにも、子どもの貧困の解消や教育予算の充実、そして教育環境の整備や霧島市独自の定数改善に取り組めるのではないかと考えております。よって、義務教育費国庫負担制度の負担率の堅持を2025年政府予算編成において、今述べたことを実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

まず、審査に入る前に、過去の陳情の経過の中を見てもと、昨年は、国庫負担の陳情が出されておりましたけれども、令和3年、令和4年と見てもと、同じ中身というか項目で、年度は違いますけれども出されているという状況がございます。委員との審査の中の状況でも、出てきていたんですけれども、中身のものでそれぞれ出されてはいるんですけれども、これを一緒にという議論もですね、当時、議論の中でできたんですけれども、これが別々に出てきているということについて少し補足説明をしていただければよろしいですか。すいません、休憩します。

「休憩 午後 2時13分」

「再開 午後 2時15分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○陳情者（藤元綾乃君）

これまで、そのような議論があったという、正直なところ、こちらのほうは把握しなかったというのものなんですけれども、ただ、二つ出す理由としては、やはり、一つは国庫負担制度についての意見書の採択をお願いしたいというものと、やはり、この2本目については、教職員定数というまた法に係る部分なので、少し意味合いが違うかなあというところで、二つ、2本出させていただいているということで御理解いただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

それでは質疑に入りたいと思います。一括して説明を頂きましたので、委員の皆様におかれましては、質疑については陳情番号を申し上げてから質問をお願いしたいと思います。質問ありませ

んでしょうか。

○委員（山口仁美君）

陳情3号のほうで、確認をさせていただきたいところがございます。以前の陳情等では主に小学校とか中学校と義務教育の部分についての内容が多かったように記憶をしているんですけども、この高校に関する35人学級の早急に実現してほしいという内容が陳情項目に入っているんですけども、ここはどのような状況なのかちょっとお示しいただいてよろしいでしょうか。

○陳情者（藤元綾乃君）

私たち教職員組合としては義務制のほうの学校、あと特別支援学校のほうということになるんですけども、この中学校、高校というのは附則に書かれているのが中学校、高校というところで、ここはセットで載せてきたということですね。どちらから、中学校からでもいいし高校からでもいいし、同時にでもいいんですけども、やはり高校でもやはり35人学級が実現すればいいなあという部分は私たちとしても思っているということで、附則に書いてあるとおりということです。

○委員（山口仁美君）

実際、先生方のところに実態というのがどの程度入ってるのかなとかちょっと気になったもので、これ全国的に出しておられるものかなと理解をしているんですけども、先生方が把握されている中で高校でのこの35人学級についての御意見を聴かれたりとか、実態が分かっていたりしている部分があればぜひお示しいただければと思っております。

○陳情者（藤元綾乃君）

実際のところ、定員割れをしている高校も最近は多いということもありまして、定員を超えている高校というのは少なくなってきています。特に始良地区では工業系の学校とかは定員を超えているんですが、やはり、地方というか、地域のほうに行くと、自分の勤める中学校の近くの高校も定員割れをしている状態だというのは聴いていますので、高校でどれだけ切実な声があるかということまでは把握できていません。

○委員（有村隆志君）

定員が35名であれば、その子たちはもう当然入れてカウントするのは当たり前のような気がするんですけど、ここは何で、これはもうずっとこういう昔から、ここ何年かずっと、多いところでどれぐらい人数が。把握されてれば。

○陳情者（藤元綾乃君）

この学級編制については、法の下で決められているので、子どもたちの在籍のカウントの仕方も法によって定められているので、鹿児島県独自でやっているというわけではないです。これ全国統一して、同じ状態です。始良伊佐地区でどれぐらいこうオーバーしている、オーバーっていうかその、40人プラスαどれぐらいの子どもたちがいるのかというところは、ちょっと私のほうで今把握はできてないんですが、これまで数年間、私が県内の様子を聴いたところでは、50人学級になってしまって、棚が足りないとか、机も実際置けないわけですね。そういった状況にある学校があると聴いています。

○委員（有村隆志君）

働き方改革のところで長時間労働、本当に僕が知ってる教頭先生が、朝6時に来て、夜は11時に帰ったと。それがもう毎日、というのをちょっと聴いたことが。どことは言いませんけど、だから、そういう厳しい状況であるので、これを是正するには、やはり先生たち増やして、やっていくしかないのかなと。それで、やはり学校現場で先生が不足しているということが実態なのか、どうでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

先ほども述べましたように、本当に教職員の長時間の労働というのは大きな問題になっております。今、有村議員のほうから言われたように、6時に来られて11時に帰られる教頭先生の実態というのは、その学校だけではないのではないのかなというふうに思っているところです。やはり私た

ちとしては、人を増やすことで、今、私たちが持っている持ち時数という授業時数があるのですが、人が増えることで、そこが少し余裕が出てくるということで、空き時間というのが出てきますので、そこで授業の準備やいろいろな事務作業等ができるのではないかなというふうに思っているところです。まず、人を増やすということが1番の解決策ではないかなと思っています。

○委員（宮田竜二君）

先ほど関連で陳情3号ですね、教職員の定数改善という陳情の中で、先ほど特別支援学校の人員も足りないし、教室も足りないという問題があって、それこの前の5月の議員と語ろかいでも出していただいたんで、先週、一般質問させていただいたんですけれども、今年の予算で、小学校特別支援教育推進事業ということで、特別支援員ということが、小学校が60人、中学校は22人、特別支援員というのを入れて、それぞれ予算を組んだんですけれども、そういう特別支援員という形での、今、霧島市に限ってはこういうような人員をサポートするということをやっているんですが、これに関しては、何ていうか効果的にはありますか。

○陳情者（池上孝子君）

支援員をそういうふうに配置していただいているということにはとても感謝しております。支援員の先生方は私が授業していると、そこについてきてくださって、私が持っている子どもたちも40名近くいるんですけれども、なかなか私が見えないところも、その先生が細かく丁寧にサポートをしていただくという意味では非常に助かっています。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、陳情第3号及び陳情第4号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時24分」

「再開 午後 2時27分」

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第3号についての見解を説明します。1点目については、県費負担教職員の定数は、国の教職員定数の標準を基に算出され、県により配置がなされています。児童生徒にきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、教職員定数改善は、国の施策として必要であると考えます。現在、中学校は40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うためには、教職員定数改善は重要であると考えます。2点目については、学校の働き方改革を推進するため教員業務支援員や小学校における教科担任制の導入などを進めているところではありますが、更なる拡充は必要であると考えます。3点目については、鹿児島県では「かごしまっ子」すくすくプランとして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級を実施しています。きめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、「かごしまっ子」すくすくプランは有効であると考えます。4点目については、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数に加えることは、正確な在籍数の把握や教職員定数に基づく配置を難しくするものと考えます。今後、豊かな学びの実現のため、教職員の定数改善等に向けた地方交付税制度によらない財源確保がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。陳情第4号についての見解を説明します。令和3年3月31日に「公立義務教育諸学校の学級編制及

び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、小学校の2年生以上の学級編制の標準を5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げることが決定しました。現在、小学5年生以上の学年〔同ページに訂正発言あり〕では、40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、学級規模等に応じて指導方法工夫改善加配や小学校専科指導加配、児童生徒支援加配が配置されているところです。義務教育費の国庫負担割合は、三位一体改革の一環として2分の1から3分の1に引き下げられました。県費負担教職員の人件費は、鹿児島県の所掌事務であり、本市単独で教員の増加措置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えています。今後も、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方交付税制度によらない財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるよう期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

口述についての確認をさせていただきますけれども、陳情第4号、2項目、大きくこのくくりがあるんですけれども、現在、小学6年生で口述に書いてあるんですが、部長、5年生というふうにおっしゃったように思うんですが、どちらでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

ただいまの口述、現在、小学5年生以上と申し上げましたけれども、小学6年生以上に訂正をお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の際は、陳情番号をお願いいたします。質疑ありませんか。

○委員（山口仁美君）

陳情3号について、お伺いします。陳情項目の中の4点目、特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることという、ダブルカウントの課題だと思うんですけれども、これについて先ほど口述の中で、正確な在籍数の把握や教職員定数に基づく配置を難しくするというようなことを述べておられたんですけれども、この配置の問題というよりも、実際の学校の実態に関してはどのような見解を持っていらっしゃるのか、お示してください。

○学校教育課長（山口良二君）

現在の学校の現状でございますが、現在、特別支援学級、2分の1を支援学級で授業を展開して、そして、2分の1を交流学級で授業を展開するという形になっております。学校現場、またそこに在籍する児童生徒の心情といたしましては、やはり自分がどこの学級に所属しているのか、そういう自己所属間、そういったものを考えますと、やはり、支援学級でのカウントというのが、学校生活の中で多くの時間を費やしますので、望ましい方向性かなという形でございます。

○委員（山口仁美君）

一方で交流学級のほうで過ごす時に、例えば先ほど、陳情者の説明の中では、学校の教室の中に、場合によっては机が置き切れなかったり、棚などの設備がなかなか足りなかったりというような問題が指摘されたわけなんですけど、この点については霧島市内ではどのような状態でしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

学校規模にもよりますけれども、棚につきましては、若干、スペース的に難しいところがあると思います。ただ、支援学級につきましては、それぞれ所属する学級に棚でありますとか、いろいろ学習に関する道具、そういったことも含めて完備はされております。ですので、支援学級から交流学級に移った際に、なるべくそういった不都合が生じないように、それぞれやはり配慮しながら授業は展開しているところでございます。

○委員（山口仁美君）

今、実態の中で把握をしておられるとは思いますが、最大どのぐらいの人数が交流学級に在籍する状態。学級の数としては、通常の学級のほうでカウントをされて、そこに支援級の子が

追加されるわけですね。実態としてどのぐらいまで追加をされている実態があるのでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

繰り返しますが、実際、児童生徒を移した場合という解釈でよろしいでしょうか。クラスのスペース的なものでございますか。

○委員（山口仁美君）

実際、先ほど陳情の中で、例えば40人の学級に対して50人だとかそういう、実際の数字が出てきたんですけれども、どのような実態があるのかというのが少し分からないものですから、これ全国的に出てくる陳情の内容なので、霧島市内においてはどんな状態だろうか、把握をされているのかなどなのかなというところをお聞きしたいところです。

○学校教育課長（山口良二君）

すいません。現在、学級自体の造り的なことからお話ししますと、小学校ではやはり45人は十分学習ができるようなという形はとっておりますが、喫緊、机のサイズが学年によって大きくなってしまったりとかということでのスペースの難しさというのはあるかと思えます。そして、今、市内に923名の特別支援学級で学んでいる児童生徒の数でございますが、その交流学級にその子どもたちが週の半分、学習を展開するということになります。ですので、やはり、教室の大きさに手狭感もあると思えますし、最近ではやはりタブレットを用いた学習の中で、自分の意見を突き合わせてということで、机に座ってというよりは、移動しながら、もしくは、友達とディスカッションしながらという授業形態等も展開されますので、やはり、多い場所ではもちろん40を超える学級もあります。最大では50は超えない範疇の中ですので、そういった中で、やはり、手狭感というのは、スペース的には感じる部分があるのかなと思っております。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 2時37分」

「再開 午後 2時40分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質問はありませんか。

○委員（山口仁美君）

確認なんですけれども、本市の場合のケースでよろしいんですけれども、例えば35人のところに、窮屈になって授業がなかなか進まないというようなことにならない配慮というのはされていますか。

○学校教育課長（山口良二君）

授業内容に応じて、それぞれ適切な人数配分というのもございますので、どうしても狭いスペースに押し込んで授業を展開しているという状況は本市の現状ではないと把握しております。

○委員（有村隆志君）

支援学級の子どもさんの教育ということで、2分の1は支援学級で、あとの2分の1は一緒にやるということ。これを、学級数が、もう入ったらきゅうきゅうだからということになると、先生を1人配置していただいて、その分も支援学級でもう分かれなくて、行かなくて、そこでできるということに、先生の加配を増やしたらそういうことが可能なのか、それともいや、そうじゃないと。行かないといけないということなんですか。

○学校教育課長（山口良二君）

支援学級の開設等、もしくは、学級の定員というのは決まっております、支援学級の場合は、8名が一つの定員になります。児童生徒8人に対して、担任が1名つくという形になります。ですので、特別支援学校とはまた状況が違うんですけれども、やはり交流学級で交流をすべき、またコミュニケーションをとるべき、そういったことが自立につながるというカリキュラムもございますので、それぞれ子どもたちの特性、今後伸ばすべき自立させるべき特性に応じて、その半分は特別支援学級のほうで授業を展開するというような流れで、今、子どもたちを育成している現状でござ

働き方改革の一環ということでよろしいですか。[「そうそう働き方改革」との声あり] それでは、働き方改革の一環ということでお答えを頂けますか。

○学校教育課長（山口良二君）

過剰な負担感になる状況、もしくは子どもたちの危険、安全を害することであれば、もちろん行政としても手を差し伸べなければいけないと思っております。ただ、現状を申しますと、特に管理職、教頭先生を中心に、そういう除草作業というのは、日常的に実施をしています。それと、PTA、保護者の皆様、地域の皆様に奉仕作業という形で、年数回、御協力を仰いでいるという状況でございますので、そういった実態等も加味しながら、より勤めやすい状況を行政としてもつくっていかねばいけないのかなとは認識はしております。

○委員（有村隆志君）

素朴な質問で、この辺のこの語ろかいという中で、ある先生が面白いお話をされたんですけど、鹿児島県では土曜を月1回授業をやってますけど、よそではもうないともあるよということだったんで、その辺の見解と、これは県が決めてるんですか、それとも市教委、どっちですか。

○学校教育課長（山口良二君）

本県の場合は、県の指導の下、各自治体で実施しております。ただ、土曜授業というものの中心が、やはり地域の中にある学校、学校を核とした地域づくりという観点の中で、日頃学校の中だけではでき得ないいろんな体験、地域との交流、そこを中心に、この土曜日お休みの地域の皆さんもいらっしゃるので、ぜひぜひ、交流、連携を深めていくという方向で、鹿児島県の場合は、今、進めております。ですので、学力向上とかドリル的なことを土曜日に集中するというような趣旨ではございません。

○委員（前島広紀君）

陳情4号に関してなんですけれども、口述の中で、令和3年3月31日に、小学校2年以上の学級編制の標準を、5年かけて計画的に40人から35人に引き下げることが決定したということですよ。ちょっと計算がはっきり分からないんですけど、令和3年からという、令和6年はもう4年目ということになりますかね。この文章を見ると、令和7年度からはもう35人ということになるわけですか。確認です。

○学校教育課長（山口良二君）

令和3年から7年度までの5年間を利用して35人学級に変換していくということになります。本年度はちなみに5年生を対象にという形になります。来年度、6年生ということで完結をする、35人学級の状況が実現するという状況になります。

○委員（前島広紀君）

ちょっと確認なんですけど、令和6年度は5年生が35人、令和7年が6年生が35人ということはもう今まではもう2年生以上は、現在でも35人ということですか。確認です。

○学校教育課長（山口良二君）

その35人を目指して今、進めているということでございますので、そういう認識になります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

先ほど質疑の中で、一部、不適切な、申し訳ございません、発言がございましたので、後ほど委員会の中で協議をしまして訂正をしたいというふうに思っております。以上で、陳情第3号及び陳情第4号についての執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時52分」

「再開 午後 2時58分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 委員間討議・議案処理

△ 議案第63号 財産の取得について（コンテナ洗浄機その他厨房機器）

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第63号、財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第63号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第64号 財産の取得について（パススルー冷蔵庫その他厨房機器）

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第64号財産の取得について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第64号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第3号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時14分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

陳情3号の1項目めから3項目めまでは理解ができるところなんです、4項目めに関しては、執行部からの説明にもありましたとおり、正確な在籍数の把握であったり、教職員の定数に基づく配置の際に混乱を招く可能性があることから、趣旨を酌み取って採択とするのか、もしくはこの項目そのものが、やはり混乱を招くということで、不採択としていくのかの話を、もう少し委員会の

中で煮詰めたほうがよろしいかと思います。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情第3号の4項目めの特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数にカウントすることという事でございますが、今後については、今現在、小学校5年までは35人学級で、来年度でちょうど35人学級となってくるわけですけれども、ここについては、教育委員会が申されたように、かなり厳しいのかなということもございますので、ここについては、私は、1回、この部分は、4番を省いて、趣旨的には分かるけれども省いて、これを1、2、3項目だけを意見書として出すということもあるのかなというふうの一つ。

○委員（山口仁美君）

有村委員の意見におおむね賛成なんですけれども、一方で特別支援学級籍の子どもを見ていらっしゃる交流学級の先生方が、負担が大きいと。実際、今35名で子どもの数が決まっていますが、それ以上の数を見なければならぬケースもあるということには理解をしたいなと思えます。ですので付け加える部分を付け加える点として、そういった実態に合わせた配置であったり加配であったりという配慮を求めるような内容をつけ加えてはいかがかなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

その点については、4項目めについてそのような意見ということでもよろしいでしょうか。休憩します。

「休憩 午後 3時23分」

「再開 午後 3時28分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

すみません、さっきの討議のところでもちょっと言いそびれたんですけど、自分、採択すべきかなと考えてまして、先ほど討議のところであった4項目めなんですけど、これ、大変なかなか執行部のほうも難しいとはあるんですけども、この前の議員の語ろかいのときでも、実際に先生方から直接お話を伺って、やはりその現場の先生方が大変だになってというのがすごく出てきたんですね。やはり、特別支援学級の生徒と一緒にした場合、40人を超える場合もあって先生たちの負担が大変だというようなことを、直接、議員と語ろかいで言われて、そこの思いというのが感じられたんで、私は今、現場の先生たちのことを考えると、4番目は採択をしてもいいのではないかなというのが私の考えです。

○委員長（松枝正浩君）

ちょっとすみません [「採決するか意見として」という声あり]。今はですね、採決するか継続審査とするかだったんですけど、今の宮田委員の意見は、討議ということでもよろしいですか [「はい」という声あり]。討議ということで。討議のほうに少し戻ります。今、宮田委員の御意見は委員間討議ということで受けます。

○委員（山口仁美君）

今、宮田委員からの御意見も非常によく分かる部分はあるんですけども、やはりこのカウントという方法をとっていることがちょっと気にはかかります。ですので、方法の一つとしてですけれども、一旦、これを不採択としながら、4項目めを、例えば特別支援学級籍の子どもが交流学級で過ごす際に、先生方の負担がならないような方法を考えることみたいな形で、趣旨に沿った内容に変更して意見書を提出するというのも一つの方法なのかなというふうに思います。

○委員（前島広紀君）

私も今の山口さんの意見に賛成なんですけれども、宮田さんの意見も含めて、私はこれ採択して、今の意見をつけ加えたほうがいいのでは。そういう言い方だったかな、ちょっと——。私の意見と

してそういうふう発言させてください。

○委員長（松枝正浩君）

確認ですけれども、不採択にして、その趣旨を入れた形で4項目めも入れた形ではないですか。休憩します。

「休憩 午後 3時23分」

「再開 午後 3時28分」

○委員長（松枝正浩君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、討議がございましたので、それを踏まえた上でこの審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りをいたします。

○委員（山口仁美君）

採決でよろしいかと思えます。

○委員長（松枝正浩君）

今、採決という御意見が出ましたけれども、採決することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは採決することに決定しました。これより陳情第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（山口仁美君）

私は、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、反対の立場から討論に参加します。陳情項目の大まかな内容については非常に理解をできるものであるとは考えますけれども、この陳情項目4項のうちの4項目め、特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることに関しては、執行部の説明の中にも、正確な在籍児童の把握であったり、それから教職員定数に基づく配置を難しくするというような御説明もありました。このようなところが私も引っかかる部分もございます。ただし、実際の交流学級で35人以上の子どもを見る先生方の御苦労も分かるところでもございますので、この4項目めについては、この文言ではない形での意見書の提出が望ましいと思えますことから、陳情第3号については反対をしたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ただいまの原案に反対の方の発言でございました。次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（宮田竜二君）

私は、陳情第3号につきまして、賛成の立場で発言いたします。4項目ありますが、1から3項目めは特に異議はないと思えます。4項目めのカウントに関してですけれども、執行部は、正確な在籍数の把握や職員定数に基づく配置を難しくするものということですが、特別支援学級籍の子どもというのは人数が分かっているのと、通常学級籍の人数も分かっているわけですから、交流学級数の場合もちょうどカウントすることはできると思えます。それに至ったのも、先日の議員と語ろうかいで、先生方との意見交換をした際に、やはり現場での大変さというのを訴えられました。それに関しまして、私は、議会としては受けるべきだと思います。ですから、交流学級、例えば特別支援学級の児童生徒が5名、通常学級の方が35名で、交流学級で40名、その40名、そういう交流学級40名という形でやはりカウントすべきだと考えています。

○委員長（松枝正浩君）

賛成、反対の討論がありました。それでは、これを基に採決をいたします。陳情第3号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者2名、起立者少数と認めます。したがって、陳情第3号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

△ 陳情第4号 義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第4号、義務教育費国庫負担制度負担率を堅持するための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りいたします。御意見はございませんか。

○委員（山口仁美君）

採決でよろしいかと思えます。

○委員長（松枝正浩君）

今、採決ということの御意見が出ました。それでは採決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、採決することで決定をいたします。これより陳情第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第4号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については、全会一致で、採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりました陳情第4号については、会議規則第14条第2項の規定により、7月2日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提出することになります。裏面の意見書案の内容についてはいかがでしょうか。陳情書が出ておりますけれども、陳情書の裏面に意見書案がついてございます。修正すべき箇所など、御意見はございませんか。そしてまた、意見書の内容について御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

提出先、それからこの意見書内容についてはこのままでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、なしということでしたので、この文面につきましては、委員長に御一任頂きたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

すいません、先ほどちょっと諮りましたけれども、提出先についても、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣ということで、提出をいたします。本会議の趣旨説明は委員長が行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。

△ 陳情第5号 健康保険証の存続を求める陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第5号、健康保険証の存続を求める陳情について、委員間討議に入ります。少し休憩をいたします。

「休 憩 午後 3時36分」

「再 開 午後 3時38分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情第5号には、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけすることによる、いろんな保険が使えなかったり、それから人の間違っただけであったり、それから、健康保険証がなくなるので困るというようなことが書いてありますけれども、この審査の中では、健康保険証はなくなりますけれども、資格確認書というのが発行されて、保険証と同じようなものが発行されるということですので、現行の保険証と似たような効力を発揮するのかなということもありました。それから、任意による申請ということで、マイナンバーカードを持って人が、保険証とひもづけしていない人、それについては、資格書は、ここも任意だということで、御理解を頂くということで、資格書が翌年12月以降に発行される場合は、資格書が発行される。また健康保険証も、それを引き続き1年は使えるということで、現行、どちらかを選べるようにはなっているということで、一応、この陳情者の不安は分かるんですけども、大体クリアできているのではないかなあというふうになんか感じているところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[なし]] という声あり]

ないようですので、以上で委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りいたします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

採決するべきだと思います。

○委員長（松枝正浩君）

それでは採決することに決定しました。これより、陳情第5号について討論に入ります。討論はありませんか。まず討論があるかないかということ。討論ありということでよろしいでしょうか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

陳情第5号、健康保険証の存続を求める陳情について、反対の立場で討論に参加します。今回の陳情は、国が12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決まり、高齢者や障がい者でマイナカード申請が困難な人や、窓口でカードが認識しない事例、他人の情報がひもづけされたり、被保険者医療現場から不安と懸念の声が上がっていることからの陳情でございました。私は、マイナ保険証を利用することで、よりよい医療が受けられる。窓口で限度額以上の支払いが不要になる。高額療養制度のことですね。ことや、就職、転職、引っ越し後も健康保険証としてずっと使えること、医療現場で働く人の負担を軽減になります。また、都城では先行していますが、マイナ救急での利用で搬送先の選択などでは、かかりつけ医や薬局情報が確認でき、不慮の事故など、旅先などの全国の消防、救急で本人の医療情報を聞きとるときに、素早く正確な情報が取得でき、対応に今後、メリットがあると考えます。現在、執行部からのマイナンバーカードの所持者が、これはいろいろあるんですけども、約80人、6年5月31日時点で82.29%の人が取得しているということ。それからまた、後期高齢では1万3,488人がマイナンバーと保険をひもづけしているという報告でございました。国は今後について、現行の健康保険証を使えなくなるのではないかとということですが、2024年12月2日に、現行の健康保険証発行が終了するため、マイナンバーカードの取得と健康保険証を御検討を呼びかけながら、マイナンバーカードを取得されていない場合などは、本人被保険者資格の情報などを記載した資格確認書を本人住宅に無償交付される予定であり、そちらを医療機関の窓口へ提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。御手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができます。などから、マイナンバーカードがなくても、資格確認書で引き続き医療は受けられますので、不都合はないものと考えます。最

後に、これから日本はDXを利用した社会の成長等を目指し、豊かさや福祉の向上、また多様性を持ちながら、次のステップを目指すべきです。当然システムなので、不具合が出るものですが、さらに安心なシステムの構築を望みます。これらの理由から、陳情第5号は反対と申し上げ、私の反対討論とします。議員諸氏の賛同を求めます。

○委員長（松枝正浩君）

次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第5号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者がいませんでしたので、したがって、陳情第5号は不採択とすべきものと決定しました。先ほどの陳情3号につきましては、不採択ということでありましたけれども、御意見の中で、この1項目から3項目めについては、おおむね、賛成も反対の方も了解頂いたものというふうに理解しております。そして、4項目めについては、先ほど山口委員のほうからもございましたように、表現を変えて、ここに付け加えるというところでもございました。この4項目めの点についてと、申し訳ないですけど、先ほど申されたその表現、ここに付け加える表現を再度、発言していただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。休憩いたします。

「休憩 午後 3時46分」

「再開 午後 3時51分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、陳情第3号につきましては、不採択という決定になりましたけど、委員間討議の中等で、趣旨については、中身については十分理解ができるというような御発言もありました。そしてまた、4項目ありますけど、1から3の項目については皆さん、御了解頂いたのかなと思っております。そして4の部分について、若干誤解を招くようなところもあるので表現を変えたほうが良いというところの御意見もありました。このところで、1から意見書の中身を精査すると、1から3項目については、そのままの表現、そしてまた4項目については、表現を議会の中で独自に変えた形での新たな議提という形で提出をするということでしたらどうかというふうに思ってるんですけども、いかがでしょうか〔「異議なし」と言う声あり〕。

○委員（有村隆志君）

そのようにしていただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ありがとうございます。それでは、陳情3号については、不採択ではございましたけれども、議会として意見書を出すという流れが決まりました。この表現等につきまして、少しお諮りしたいと思いますが、内容については、先ほどありましたように、この意見書の1から3項目めについては、このような上げてある表現でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

1から3については、陳情者が提出されたものにしたいと思います。4項目めについては、内容を一部変えた形で提出をするということでありましたけれども、この4項目についての御意見をお伺いしたいと思います。御意見ございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

4項目めにつきましては、先日の議員と語ろかいで出た内容等の趣旨を酌みまして、特別支援学級籍の子どもが交流学級で過ごす場合に、教職員の過度な負担がなく、子どもの教育環境が充実するよう、現状を把握し改善することというような項目でどうかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうから御意見がありましたけれども、そのような内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは今のもので精査をしまして、4項目めに加えて作成をしたいと思います。裏面の意見書案があったんですけれども、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

文言につきましては、委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、7月2日の本会議におきまして、文教厚生常任委員長名で意見書の提出に関する議案を提出することになりました。では、7月2日に報告をさせていただきます。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はございますか。

○委員（藤田直仁君）

執行部とのいろいろなやりとりの中で、今、この現行の保険証の代わりに出てくる資格確認書について、様式を含め、ほとんど変わりが無いということだったんですが、現行の保険証自体にもなりすまし等のいろんな問題があったので、そこを踏まえて、文章的には、資格確認書には、現行の保険証の問題を補う改善を希望するとか、そういう形の文言をつけ加えたらどうだろうかという意見です。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 3時56分」

「再開 午後 4時58分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。御意見ございませんか。

○委員（有村隆志君）

当然そういう御意見もあるというのはよく分かりました。それで今回は、陳情5号についての健康保険証の存続を求める陳情について、不採択となりましたので、今回はそれにつけ加える点もないというふうに考えます。だけど、今後、大事なことです。委員会として、また委員長のほうでお諮りをいただければと思います。5号ではなく、ほかのことでね。

○委員（藤田直仁君）

御意見ありがとうございます。趣旨はよく分かりましたので、先ほどの言葉は撤回させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 3時59分」

「再開 午後 4時00分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに委員長報告に付け加える点はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではなしということでございましたので、以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。休憩します。

「休憩 午後 4時00分」

「再開 午後 4時02分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。私からよろしいでしょうか。調査項目については、学校の規模適正化及び文教厚生常任委員会の所管事項についてということで提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

次に、その他としてですが、委員の皆様から何かございませんか。今、政策提言についても少し触れて休憩中に整理をさせていただきました。それぞれをまた細かく見ながら進めていくという形でお願いしたいのと、それから申し上げました、政策提言のサイクルの中で、一般質問からの委員会への重点事項の拾いあげ等、こちらについても、また、今後あげていきたいというふうに思っておりますけれども、何か今回の6月議会において、気になる項目等があらわれたら、その項目について御提示していただけたらと思うんですけど。休憩します。

「休憩 午後 4時03分」

「再開 午後 4時27分」

○委員長（松枝正浩君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。今、所管事務調査等について共有ができたところがありますので、また今後、詳細についてはまた御提示しながら進めていきたいと思えます。ほかにはもうないということでよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、ちょっとすいませんごめんなさい。休憩します。

「休憩 午後 4時28分」

「再開 午後 4時29分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。少し戻ります。その他ですけれども、何かございませんでしょうか。

○委員（宮田竜二君）

先ほどの陳情第3号の質疑のところ、不適切な発言がありましたので訂正をお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

削除でよろしいですか〔「はい、お願いします」と言う声あり〕。今、宮田委員のほうから訂正の発言がございました。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、そのように取り扱わせていただきます。ほかにはないようでございますので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 4時31分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩